

# 平成25年第12回教育委員会 定例会会議録

平成25年12月17日

東久留米市教育委員会

## 平成25年第12回教育委員会定例会

平成25年12月17日午前10時00分開会

市役所3階 議会会議室

議題 (1) 会議録署名委員の指名

(2) 諸報告

①平成25年第4回市議会定例会について

②教育目標及び平成26年度基本方針について

③その他

---

出席委員 (4人)

委員 長 尾 関 謙一郎

委員長第一職務代理者 矢 部 晶 代

委員長第二職務代理者 松 本 誠 一

委 員 名 取 はにわ

(欠員1人)

---

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育長職務代理者教育部長 東 淳 治

指 導 室 長 加 納 一 好

総 務 課 長 林 幸 雄

学 務 課 長 稲 葉 勝 之

生涯学習課長 山 下 一 美

主幹(国体担当) 傳 智 則

図 書 館 長 岡 野 知 子

統括指導主事 末 永 寿 宣

---

事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴

### ◎開会及び開議の宣告

(午前10時10分)

- 尾関委員長 これより平成25年第12回教育委員会定例会を開会します。委員の定足数は満たしており会議は成立しています。直ちに本日の会議を開きます。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。
- 

### ◎会議録署名委員の指名

- 尾関委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名は4番の松本委員にお願いします。
- 松本第二職務代理者 承知しました。
- 

### ◎議案の追加・会議の進め方

- 尾関委員長 日程第2に入る前に、議案の追加と会議の進め方について、事務局から説明をお願いします。
- 林総務課長 議案第69号及び議案第70号の2件の追加をお願いします。進め方ですが、本日は議案審議の前に諸報告の説明を行い、その後、職員の処分に関する議案第69号の審議を行っていただきたいと思います。なお、人事案件の審議順序は出席者の都合上、先に議案第70号を、続いて、議案第68号及び議案第69号は関連するため一括審議とし、採決は個々に行うということをお願いします。
- 尾関委員長 議案第69号及び議案第70号が追加になったこと、また、関連するため議案第68号と第69号の審議は一括で行い、採決は個々に行うこと。さらに、審議は諸報告終了後に行いたいという説明がありました。こういう進め方でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それではそのように進めます。新しい日程の配付をお願いします。

(新しい日程の配付)

---

### ◎傍聴の許可

- 尾関委員長 傍聴者はいらっしゃいますか。
- 鳥越庶務係長 いらっしゃいません。
- 尾関委員長 お見えになりましたらお入りいただきます。
- 

### ◎諸報告

- 尾関委員長 日程第2、諸報告に入ります。「①平成25年第4回市議会定例会について」から、順次、報告をお願いします。
- 東教育長職務代理者 11月13日に開催された前回の定例会では第4回市議会定例会の日程、一般質問、請願・陳情項目などについて報告しました。本日は教育委員会に関係する会議結果、一般質問における市側の答弁、文教委員会における審議内容、公共施設使用料に関する特別委員会などの審議状況について報告します。先に配布資料の確認をお願いします。日程表、一般質問の答弁概要、請願付託表と請願書3件、文教委員会に付託された「25請願第101号 教育委員会委員長と市民との対話懇談会を設置することを求める請願」、参考として、25請願第96

号と25請願第100号も付けています。さらに、「決議案第7号 付帯決議」もお配りしています。最後に、平成25年第4回定例会会議結果の一覧表を添付しています。

日程表をご覧ください。内容は前回にお配りしたものと変更があります。11月29日金曜日の欄ですが、文教委員会後の午前11時から議会運営委員会が入りました。会期は11月18日から12月10日までの23日間に変更はありません。11月18日の議会初日の欄に「本会議第1日、上程・即決・付託・報告」とありますが、この報告の中には市長の行政報告が3件ありました。10月19日に開催された平成25年度事務事業見直しのための仕分け結果、10月15日に東久留米市男女平等推進市民会議から出された答申、さらに、10月4日から6日までの3日間に開催された第68回国民体育大会・スポーツ祭東京2013についてです。また、11月19日から26日まで一般質問が行われました。一般質問の答弁概要をご覧ください。桜木議員の質問は「公共施設使用料の見直しについて、合議制教育委員会では料金改定に確認合意されたのか」という内容でしたが、「公共施設使用料の見直しについては7月10日に開催された平成25年第7回教育委員会定例会において、財政課長の出席も求めて説明を行った。10月18日に開催された平成25年第7回教育委員会臨時会において、この議案について全員賛成で可決している」と説明しています。小山議員の質問は「学校施設におけるいっとき避難所の運営方針等について、その運営要領はどのようになっているのか」という内容です。野島議員の質問はスポーツをする場の確保ということで、「オリンピック・パラリンピックが東京で開催されるに当たっての対応」「スポーツセンター等を含めた今後の利活用について」「新川テニスコートの代替コートの確保についての進捗状況」などの内容です。村山議員の質問は「イオンモール東久留米において子どもたちがこのような場へ行くことについてのどのような指導を行っているか」という内容です。永田議員の質問は「地域防災計画の素案について、避難所運営等について」「就学援助について」「小学校給食の調理業務委託～行財政改革アクションプランでは平成26年度までに次期計画を策定となっているが現在の進捗状況について」「学校図書館における学校司書の配置についての現状と課題について」の4点です。宮川議員の質問は第五小学校の用地購入に係る進捗状況についてです。近藤議員の質問は「小学校英語科の導入について」で、「中学生の海外派遣研修等を行えないのか」という内容です。富田議員の質問は「小学校給食調理業務委託の次期計画について」です。関根議員からは行財政改革アクションプランの中にある学校給食残さの循環について、「今後の処理費用を削減してごみの減量化を図るのかの考えを伺う」というものと、「いじめ防止対策法の制定を受けた教育委員会としての取り組みについて」の内容です。佐藤議員の質問は「給食費の会計に公会計制度を導入している自治体があるが本市はどうか」「小学校給食についての計画の進捗状況、メリット等について」という内容です。小学校給食において公会計制度を導入しているのは26市中2市になりますが、本市では私費会計で給食費を徴収していることを説明しています。

続いて、文教委員会の審議状況を報告します。請願付託表をご覧ください。「25請願第101号 教育委員会委員長と市民との対話懇談会を設置することを求める請願」の1件が文教委員会に付託されました。文教委員会は11月29日の午前9時半から開催され、冒頭で教育委員会の見解を述べています。請願の趣旨は「教育委員会委員長と市民が直接対話できる対話懇談会の設置を求めること」ということですが、教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律により設けられた教育行政全般をつかさどる行政委員会です。同法では「教育委員会は5人の委員をもって組織された合議機関である」ことが規定されています。また、同法第12条では「教

育委員会委員長は教育委員会の会議を主宰し教育委員会を代表する」、第13条では「教育委員会の会議は委員長が招集する」と規定しており、あくまでも、会議の主催者・合議機関の代表者であり、教育行政について権限を有するものではないとしています。教育行政全般にわたる権限は合議機関である「教育委員会」にあり、第23条において「教育委員会は地方公共団体が処理する教育に関する事務で次に掲げるものを管理及び執行する」と規定し、教育機関の設置から社会教育行政に至るまで、教育に係る全ての権限が教育委員会にあると規定しています。教育委員会は独任制の機関である市長と異なり、合議により意思を決定する機関です。委員長も非常勤の職員であり、教育委員会の代表ではありますが最終意思決定権を持つものではありません。このため、教育委員長がそうした懇談における内容に責任をもって臨むということは、法律の規定からは想定することが難しいと思われ、と教育委員会の見解を述べました。

これに対して審議が行われましたが質疑はなく、続いて討論が行われました。討論は一人の委員からありました。要望・意見等については「本件については議会運営委員会での取り扱いについて議論されたが、請願事項は教育委員会への介入には当たらず、教育委員会を身近に感じてもらふことは大切である。よって、本請願は採択すべき」との意見。一方、「政治の場で結論を出すことは教育委員会に対して圧力をかけることになる。よって、本請願は不採択とすべき」との意見。また、「教育委員会委員長は合議機関の代表者で会議を主宰することが職務であり、教育行政に権限を有するものではない。よって、本請願は不採択とすべき」との意見が出されました。審議の結果、「挙手少数で不採択とすべきもの」と文教委員会で結論が出され、12月10日の本会議においても質疑はなく、賛成と反対の討論がそれぞれ一派ずつから出されました。そのほか、参考として、「請願第96号 旧大道幼稚園跡地利用に関する請願」「請願第100号 新宝小学校通学路における子どもたちの安全対策を求める請願」を添付しています。特に、請願第96号の「旧大道幼稚園の跡地利用に関する請願」については前回の定例会で矢部委員からご質問がありましたが、その時には請願の趣旨が届いていなかったため本日添付しました。

続いて、12月2日と3日の2日間にわたり開催された、公共施設使用料に関する特別委員会について報告します。教育委員会に関連するのは総務課と生涯学習課に係る学校施設や生涯学習センター、スポーツセンター、体育施設の使用料の改定になりますが、付帯決議が付いています。付帯決議は委員会と本会議のいずれからも出されています。内容は後ほど説明します。

続いて、12月4日に開催された予算特別委員会について報告します。内容は教育委員会の第10回と第11回の定例会でご審議いただきました小山小学校の教室改修、南町運動広場における契約差金の減額等の内容です。

12月10日の最終日には本会議が開催され、委員会で審査された内容について各委員長から報告があり、採決が行われました。採決の結果は資料の一覧表をご覧ください。教育委員会関連では「議案第82号 公共施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」が原案可決されています。「議案第83号 平成25年度東久留米市一般会計補正予算（第7号）」も原案可決されています。平成24年第3回定例会からの継続審査議案には教育委員会にも関係する「議案第65号 平成24年度東久留米市一般会計歳入歳出決算の認定について」がありますが、11月18日の議会の初日に不認定となっています。決算特別委員会の審議は10月に行われ委員会での審議結果も出ていますが、本会議最終日においても不認定となっています。裏面の決議案をご覧ください。「決議案第7号 議案第82号 公共施設使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例に対する付帯決議」として、12月10日の最終日に原案可決されています。

併せて委員会の時にも決議案が出されていますので、両方の資料を添付しています。今回の決議に当たっては付帯決議ということで、公共施設マネジメントに関する件など3点の付帯決議が出され、原案可決となりました。

続いて、請願をご覧ください。「第96号 旧大道幼稚園の跡地利用に関する請願」は不採択、「第100号 神宝小学校通学路における子どもたちの安全対策を求める請願」は委員会の中では採択すべきという結論になりましたが、本会議では趣旨採択となっています。委員会の中の主たる質疑は当該地域の交通事故の状況、歩道を整備する場合の費用、現状の交通安全対策がありました。東3・4・20号線は都市計画道路が近くに開通する予定であるため、その開通時期についての質問も出されました。さらに、通学路の指定変更についての質問も出され、意見等の1点目としては「数年後にかなりの交通量の減少が見込まれる中での歩道設置は難しい。よって、本請願は趣旨採択されたい」という意見。あるいは「全面的な歩道整備は困難だが、できる範囲の安全対策を要望し本請願は採択すべき」との意見。また、「行政は安全対策の向上を図るべきである。よって、本請願は採択すべき。また、通学路変更も含め学校側とも調整して、安全対策に努めてほしい。よって、本請願は採択すべき」などの意見が出され、その結果、採択すべきとの委員会の結果が出ました。本会議でも議論されましたが、趣旨採択という結果になっています。「25請願第101号 委員長と市民との対話懇談会を設置することを求める請願」は、本会議でも不採択となっています。以上が、第4回定例会における会議結果になります。

今年は平成26年1月19日に任期満了による市長選挙及び欠員に伴う市議会補欠選挙が予定されており、12月15日に告示、12月22日が投票日となっています。現市長の不出馬による新人3人による市長選挙については連日新聞報道されていますが、現市長の最後の市議会定例会となった第4回市議会定例会の内容は以上です。

○尾関委員長 何か伺うことはありますか。

○矢部第一職務代理者 公共施設使用料の見直し等に伴う付帯決議の3番にある、「今回の公共施設使用料改定については議会で指摘された事項を整理した」ということですが、具体的に議会で指摘された事項の中に教育委員会関係のものはありますか。

○東教育長職務代理者 使用料の改定については議会の中でもいろいろな質疑があり、ご意見や要望等をいただいています。内容は全体に及ぶものや個別のものなどいろいろ含まれています。全体に及ぶものとしては「改定の主たる目的」についてがあります。また、改定の基本方針を設けないのか。用途の明確化を図るとは何か。そもそも改定を1本の条例で提案した理由について、などの議論も出ています。また、公共施設本来の目的と市民の利益について。利用する市民と利用しない市民との公平性とは何か。次期改定のスケジュールについて。公共施設マネジメントの取り組みはどうなっているのか。使用料収入を公共施設整備基金に積み立てる際の目標額について、改定額について、その算出方法について。無料から有料になる施設の理由について。今回の改定の市民周知について。利用者あるいは団体等への説明はどうなっていたのか、などについてかなりの質問が出されました。今まで無料だった教育委員会所管の施設のうち、ゲートボール場や運動場あるいはテニスコートの使用料金なども大幅に改定される理由について。市長部局におけるコミュニティ施設である地域センターや老人福祉関係の地区センターの利用について。中央図書館の施設の利用については無料のままとした理由について。質疑が行われた後に意見として出された内容の中には「今回の改定は利用抑制につながるのではないか、関係団体への説明も課題が多い、このまま改定を行うべきではない。よって、

本議案に反対する」との意見。そして、付帯決議を提出するという意見が出され、「公共施設の維持補修などを計画的に進めていくという趣旨は理解するが付帯決議自体は今回の使用料改定を前提としており、付帯決議に反対する」との意見も出されましたが、最終的にはそういった議論を踏まえて委員会及び本会議での付帯決議ということにつながりました。

○矢部第一職務代理者 教育委員会としてはそういったことを整理しており、関係団体への説明なども予定されていると思って良いですか。

○東教育長職務代理者 今回の改定は来年の6月からを予定しています。この時点で議決はいただきましたが、今後も引き続き施設の利用者・団体等に丁寧な説明を続け、より一層周知していくことで進めています。

○矢部第一職務代理者 教育委員会の定例会で審議した時にも話題になりましたが、減免についても丁寧に規定をつくってほしいと思います。

○尾関委員長 この件は以上にとどめます。続いて、「②教育目標及び平成26年度基本方針について」に入ります。説明をお願いします。

○東教育長職務代理者 前回から教育目標と平成26年度の基本方針の見直し作業に入っていますが、本日は前回の会議以降、さらに修正が出たところについてご説明します。本日の資料ですが追加があります。先にお配りした資料の内容に、さらに指導室の修正部分が加わっています。今後のスケジュールですが、本日お示しした資料でほぼ事務局から提案する修正内容はすべて出ましたので、次回12月25日の第8回臨時会で最終案をご確認いただければと思います。次回の協議状況によっては来年の1月9日の校長会終了後に協議会または定例会を開催させていただきたいと考えており、後ほどご都合を確認させていただきます。

先にお配りした資料をご覧ください。何箇所かに「来年度の点検評価報告書の評価対象としたい」と書いてあります。その表示がある内容は今年度の実態に合っているため、次回の会議からご協議いただく来年度の点検評価の評価対象とさせていただきたいと考えています。ついては、本日は修正内容をご確認いただくこと、さらに、実際に今年度から行っている事務事業については来年度の点検評価報告書の評価対象とさせていただくことの2点をご了承いただきたくお願いします。

なお、今年度の教育目標・基本方針及び施策の方向については、今年の第1回定例会において承認され、公表もしています。現時点で変更した場合の整合性はどうかという問題もあります。その点については次回の定例会から点検評価の見直し作業に取りかかる際、基本方針の順番は入れ替えないが、施策の方向と事務事業については実態と合わせたものを評価していきたいため、一部、今年度に決定した部分と変更があるということを冒頭でご説明した後に、具体的な見直し作業に入っていきたいと考えています。

それでは、具体的な見直し部分について指導室から説明させていただきます。

○加納指導室長 7ページの右欄を見ながら、2ページの「人権尊重及び社会貢献精神の育成」をご覧ください。施策を加えるなどの全面改正を行っています。今までは予算がついていない等の理由で事務事業の欄には載っていませんでしたが、やりくりして取り組みを行っているものもありますので加えます。7ページをご覧ください。今年度は「東久留米市子供土曜塾」を実施しましたので、「学校と家庭の協働の推進」に加えました。5ページの「健やかな心と体の育成」にお戻りください。8ページの右欄と5ページの左欄をご覧ください。施策の方向2の「子どもたちが、適切に社会生活を営む上で必要な知識や正しい判断に基づ

いて行動する能力や社会の変化に自立的に対応できる力をはぐくむ」というところで、児童・生徒の情報モラル教育の充実、安全教育の推進の二つを加えました。

○岡野図書館長 13ページをご覧ください。図書館の項目についての変更点を説明します。従来、図書館は基本方針5の生涯学習の項目4として「生涯学習センターや図書館、郷土資料室などを活用し、学習・交流の機会や情報の提供を図るとともに、生涯学習活動を支援して、家庭や地域の教育力の向上を図ります」としていました。変更した内容も基本的な中身は変わりませんが、平成22年度以降は図書館のあり方・方向性について協議を進めてきた中で、今年度からは図書館の地区館に指定管理者が導入され、大きく変わってきました。ついでには、生涯学習センターや郷土資料室と並列ではなく、図書館の項目を別途この生涯学習の中に立てようということによって独立させました。それに伴い、これまでは小項目の中に図書館事業をすべて入れ込んでいたものを3項目に整理しています。現在検討している教育振興基本計画や図書館のあり方の報告書の中では「資料提供事業の推進」を二つに分けています。一つは「図書館資料・情報の提供」、もう一つは「地域資料の収集と保存」を重要と考え、目標にしています。ただし、事務事業評価の対象となる事務事業としてはそれら全てが1事業で「図書館資料・情報の提供事業」となっていることから、今回は地域資料も含め「資料提供事業の推進」として項目立てをしました。また、新たに「2.子どもたちの読書活動の推進」を設けました。昨年度に検証を行い、今年度に策定を進めています。今年から来年度に継続される予定であるため「子どもたちの読書活動の推進」という項目を立て、関連事業をここにまとめました。大きく言うと、策定事業というのは行政計画として計画を策定する事業であり、その下にある子ども読書活動推進事業の内容は従来行っている子どもや保護者、地域に向けて子ども読書活動を具体的に進めるといった内容です。「3.図書館施設整備と図書館運営の推進」は、図書館事業としてはお客様に対するサービス面でのバックアップ体制の内容になります。中央図書館ができてから34年が経過し、その施設整備が大きな課題になっています。図書館業務係が管理を担当していますが、学校等の施設整備についても教育目標や方針の中に入っているため、図書館でも項目を立てることにしました。内容的にはほぼ平成25年度と同じになりますが、この柱立てで来年度の点検評価を行いたいと考えています。

○尾関委員長 何か伺うことはありますか。

○矢部第一職務代理者 図書館について伺います。施策の方向の「7.図書館に東久留米市に関する資料や学習に必要な資料・情報を収集し、保存し、市民の生涯学習を支援する事業を推進します」という文章ですが、これは(1)についてのみ述べられているので、(2)と(3)についても言及されたほうが良いと思います。教育目標や基本方針の公表に当たっては文章のみとなるため、子どもたちの読書活動の推進や図書館の運営の推進などについても触れたほうが分かりやすいと思います。もう少し細かく伺ってよろしいですか。

○東教育長職務代理者 調べて次回お答えすることもあるかも知れませんが、お気づきの点があればこの場でご指摘いただければと思います。

○矢部第一職務代理者 7ページの基本方針3の1「(1)学習指導の工夫・改善の推進」には事務事業がありませんが、「研究推進校や奨励校の指定」や「授業改善研究会の開催」などはここに載せるべき事業になるのではありませんか。また、5に「子供土曜塾の実施」がありますが本文としては2に入っていますので整理したらどうかと思います。整理の仕方

すが、他の事務事業には複数表示されているものもあり、逆にどちらか1個所だけに載せるのであればどのような考え方なのか伺います。

2の「(2)多様な教育の推進」に学校図書館司書配置事業がありますが、前の資料では「学校図書館運営支援事業」でしたが、今回から「学校図書館司書配置事業」に決定したと理解して良いですか。

8ページの「キャリア教育の充実」のところには職場体験の事業を入れたほうが良いと思いました。

同じく8ページの基本方針4「安全な学校と信頼される教育の確立」の中の「(1)③課外クラブ活動の充実」は5ページの基本方針2の4に「部活動外部指導者支援事業」があるのでここの関係を伺います。

11ページの13「(1)学校間の連携の推進」の本文では「さまざまな学校間のつながりを行っていこう」と書かれています。本市の場合は「小中連携の日」もあるのでそういった事業については書いたほうが良いと思います。事務事業として成り立たないから書いていないのか、しかし、事務事業がなくても項目として「〇〇の推進」「〇〇の充実」などとして入れているところもあるので、どういった考え方なのか伺いたいと思います。

○加納指導室長 指導室としても事務事業が空欄のところは認識しており、常々加えていきたいと思っていました。「学習指導の工夫改善の推進」については、授業改善研究会や指導室訪問を行っています。本市では20回、各校では年1回ずつ午前中から午後まで一日中行っています。こういう取り組みをしている市はほかにはありません。通常は午前または午後の半日程度ですので、このことは特筆すべきことだと思います。また、市の学力等調査についての分析も継続的に行い、結果を学校に周知しているこのことなども、学校への指導の工夫改善を推進する上では重要なポイントであると考えています。そのほか、部活動、情報教育、キャリア教育、子どもの読書、等の事業が空欄になっていますが、ご指摘のとおり、取り組んでいる内容があれば積極的に加えていきたいと思います。土曜塾については家庭との連携という家庭学習を重視していこうということでまずはここに入れましたが、当然、上の部分にもかかわってきますのでさらに検討していきます。

○松本第二職務代理者 子供土曜塾の「子供」の表記について伺います。これまでも表記については議論があったのですが、本市の場合は「子ども」という表記を使っているのが統一したほうが良いと思います。市の計画や教育委員会の教育目標・基本方針などを見ているので、何か違和感があるなと思ったら「供」が漢字になっていたのではと思いました。

8ページの基本方針4の1、学校経営の推進にある「教職員旅費支払事務」とは出張した時に支払う事務ですか。

○加納指導室長 1点目の表記についてですが、東京都教育委員会では漢字を使っているため、それに準じています。ただし、市として平仮名のほうが良いということであれば統一することはできると思います。東京都教育委員会の基本方針を受けて作成していますので、「子供」の「供」は漢字で使っています。

2点目の「教職員旅費支払事務」の内容は出張旅費と言い、近くに行った時も旅費という言い方をします。近隣の学校に行った時のバス代も旅費となります。なお、この事務は健康管理ではなく人事管理の枠に入れます。

○尾関委員長 表記についてはどちらかに統一してください。

- 名取委員 事務事業に番号が入っているものと入っていないものについて伺います。この数字は、何を参照したら良いのですか。
- 林総務課長 これは市全体で実施している事務事業評価の項目立ての数字と同じものです。それを参照していただければこの事務事業が評価されています。これは教育委員会による評価になりますが、市全体で実施している事務事業の評価は別にあります。
- 名取委員 市の事務事業評価と教育委員会の点検評価の基準はどう違うのですか。
- 林総務課長 市の評価は基本的には財政的な部分での評価が主な形になります。教育委員会の評価は地方教育行政として行っている評価であり、それとはまた別の次元になります。分かりやすくするために、教育委員会の点検評価でも市の事務事業評価における事務事業を使っています。
- 名取委員 どちらかが優先になるということはあるですか。教育上は非常に良い内容であっても、市の考え方では財政上等の理由でそうでもないという判断になった場合、どちらの評価が優先されるのですか。
- 林総務課長 視点が違いますので、優先する、しないというものではありません。
- 名取委員 教育委員会が評価しているものも、財政的な面では市全体からも評価対象になるということですね。
- 林総務課長 そちらの評価もしているということです。
- 名取委員 「新規」とあるのはこれから付番されるということですか。
- 林総務課長 新たにつけ加えるということになります。
- 名取委員 頭の「12」が教育委員会関係の番号ですか。
- 林総務課長 市全体の施策ごとに番号が付いています。
- 名取委員 予算もかけずに行っている事業もある一方予算が付いているものもあり、混在していると考えてよろしいですか。
- 東教育長職務代理者 ここに載せている事務事業ですが、直接関係する予算が付いているものとそうでないものがあります。事務事業の中には人件費と全体の庶務経費の中で賄われているために具体的な額が出ないものもあれば、建設工事のようにそのものを明確に示せるものもあります。教育委員会としては各基本方針の実現のために、こういった2通りの施策を行うことでより上の基本方針の1、2、3、4、5につながるためぶら下がりをつくっています。
- 事務事業の番号についてですが、市の施策には学校教育以外にもたくさんあり、それぞれ番号が付いています。子どもに関することであっても学校教育のほか、保育に関するものもあります。そういう体系付けをしていますので、教育委員会で作成している点検評価報告書の事務事業のおおよその定義を知る時にこの番号があると分かりやすいため、番号を表記しています。そうしないと教育委員会独自に事務事業を別途定義することになりますが、これはまた膨大な作業になります。
- 尾関委員長 私も事務事業の内容は明確にすべきだと思います。なお、来年、教育目標と平成26年度基本方針を決定する際には「平成27年度（26年度）の点検評価報告書」ではほぼすべての事務事業を評価対象とするのか、それとも重点項目の事業を選択するのもか決定したいと思います。「平成27年度（平成26年度分）の点検評価報告書」の見直しは来年の9月以降、「平成26年度（25年度）の点検評価報告書」を議会で報告した後の作業になります。
- この件は以上にとどめます。続いて、報告があればお願いします。
- 林総務課長 東久留米市教育振興基本計画素案に対するパブリックコメントについて報告します。

1 1月25日から昨日の12月16日まで、パブリックコメントを実施しました。人数は3人、件数としては6件になります。3人のうち1件はメール、2件は封書でいただきました。内容については資料をご覧ください。1件目は素案24ページの言語活動の充実、読書活動の推進の方向性についてのご意見です。「司書教諭や図書ボランティアが連携を図る余裕もないと聞いているので、さらなる配置の拡充を期待する」。2点目も同じ部分になりますが、「司書教諭が在室していないと貸し出しができないという問題が新たに出てきているようだがどうなのか」。3点目は26ページと34ページの情報モラル教育の推進と防災教育の推進についてのご意見です。情報モラル教育の推進と防災教育の推進の課題について、さらに、教育目標の達成は難しいと考えるということで、地域社会の協力を最大限得ながら教育目標の達成をしていただきたいというものです。4点目は35ページの学習交流の機会の提供と環境の整備についてということで、「生涯学習社会の構築の目標に『今後も進展が見込まれる少子高齢化を踏まればその必要は疑義の及ばないところです』とあるが、学習や交流の場を求めている市民とはどのような世代を想定しているのか」というご質問です。「生涯学習に取り組まない理由については内閣府が行った生涯学習に関する世論調査に同調している記述となっているが、きっかけづくりや取り組まない理由の詳細を東久留米市で再調査しないのか。この内閣府の調査をそのまま踏襲しただけでは課題解決の糸口を見つけるのは難しいのではないのか」というものです。5点目は39ページの図書館事業の充実についてです。「公立図書館の価値は蔵書数や検索システムの効率化だけで決められるものではない。利用件数が低い原因を読書離れに言及しているようにも感じられるがそうは言い切れない。新刊書は世間にあふれ人気作家の新刊発売日には行列しているのがニュースになっている。ベストセラー本に追随するのではなく、専門家の目で良書を取捨選択して市民に提供することが公共図書館の価値を示すのではないのか。本物を見極められるスタッフを育成することが真の図書館事業の充実ではないのか」というご意見です。6点目は16～17ページのいじめと不登校等への対応の充実、現状と課題についてのご意見です。「図5のいじめの件数については実態のつかみ方が甘い」というものです。「テレビの報道番組でいじめた人といじめられた人はともに90%の経験があると調査していた。国全体でも90%が実情である。それにしても東久留米のいじめの件数の調査方法はどうだったのか。実際の把握から解決が生まれると思う」というものです。

こういったご意見等については明後日の19日に懇談会を開催してこの件に関する報告と、委員のご意見を聴取します。懇談会委員の任期は12月31日までとなっているため、19日の会議が最後になる予定です。このご意見に対する対応方針等は事務局で取りまとめた後に教育委員会に報告し、ホームページ等で公表していきたいと考えています。その上で、最終的な教育振興基本計画の案を策定し、教育委員会に諮っていく予定です。

○尾関委員長 特になければこの件は以上にとどめます。続いての報告をお願いします。

○稲葉学務課長 学務課から2件の報告があります。1点目は特別支援学級の開設準備委員会についてです。平成26年度から開設する久留米中学校及び西中学校の特別支援学級について、開設準備委員会を開催してきました。11月25日に第3回目が開催され、教育課程と学級の名称について検討しました。教育課程については西中学校の副校長から26年度の教育課程案が提出されています。正式には年度末に開催される教育委員会において、平成26年度東久留米市立学校の教育課程届とともに報告します。続いて、学級の名称ですが、西中学校の固定学級はI組、久留米中学校の難聴学級は「こだま学級」という名称が決定しています。なお、開設準備委員会に

については当初の計画案どおり進み、この委員会が最後の委員会となっています。

2点目は下里地域の通学区域の検討委員会についてです。10月28日に第2回目の検討委員会を開催しました。1回目を終了した後、「委員の保護者代表の方には内容を学校へ持ち帰り、保護者の方にお知らせしていただき、ご意見等があれば第2回目に寄せていただきたい」ということでお願いしましたが、3校からとも具体的な要望は出ていないため、学務課から事務局案を提示しました。案の内容は「下里五丁目・六丁目を第七小学校の通学区域から下里小学校への通学区域と改める」というものです。これを受け、保護者代表の各委員からは「事務局からPTAに対して説明してほしい」という要望があったため、学校ごとに説明会を実施しました。第七小学校は11月8日、本村小学校と下里小学校については12月5日に実施しています。出席された保護者からは、「規則改正の後に通学区域が変わった段階で学校が変わるのか」というご質問が出て心配されている保護者がいましたが、「現在、市で行っている指定校変更の制度の中で、第七小学校に通っている方の区域が下里小学校に変わっても、指定校変更の手続きにより引き続き第七小学校に通学できる」という説明をしたところ、特に3校では混乱する様子はありませんでした。ただし、第七小学校については、もう一度12月に保護者説明会を開催してほしいという要望が出ており、現在、日程調整をしています。検討委員会については次の第3回で答申書の検討に入り、できれば年度内に答申をいただけるような日程で考えています。

○尾関委員長 特になければこの件は以上にとどめます。続いての報告をお願いします。

○末永統括指導主事 前回の教育委員会では子供土曜塾の企画案の説明をしましたが、本年のモデル校である本村小学校において初めて試行されましたので、その報告をします。開催日時は12月14日土曜日の午前9時から10時までの1時間です。当日は挨拶や段取りの説明があったため、学習時間は実質45分間としました。会場は本村小学校2階の視聴覚室です。参加児童数は1年生17人、2年生18人、3年生11人、4年生5人の合計51人です。希望により参加してもらいました。教育委員会の趣旨説明の後に岩清水校長から、「本気・やる気で最後まで諦めずに丁寧に問題を解きましょう」という話があり、子どもたちも背筋を伸ばして、腕まくりをしていたという状況です。教材は算数の教科書の中の「数と計算」領域の問題とし、繰り返しによる学習を通して理解の定着を図りました。第1回目でしたので、全員が1年生の1枚目の問題から取り組みました。指導者は社団法人市シルバー人材センターの会員で、学習指導経験がある4人です。元校長先生や市シルバー人材センターの会長等も含まれており、大変意識の高い方々でした。資料の写真にもありますように、この事業は「やればできるという自信と自己有用感を持たせて、学習意欲を向上させること」が目的となっており、採点者には子どもを褒（ほ）め、励まし、どんどん花丸を付けてもらいました。子どもたちはそれがうれしくて、集中して真剣に問題に取り組んでいました。

成果としては学習意欲の向上、個に応じた基礎基本の定着、外部人材活用による学校の負担軽減の3点が挙げられます。シルバー人材センターの会長からは「会員は事務の仕事望む方が増えている一方、雇用先に苦慮していた。学校で子どもたちの役に立つこの土曜塾の講師という仕事は雇用創出の意味でも大変ありがたい。ぜひ市内全校に広めてほしい」という話もいただきました。課題としては子どもたちの採点の待ち時間が長かったこと、課題に戸惑った場合のアドバイザーがいなかったこと、会場設営の手間が解消されていなかったことが挙げられました。当日は他校の校長3人も参観されており、「問題シートごとの学びのポイントが明確になるともっと良い」というアドバイスもいただきました。今後の改善策で

すが、シルバー人材からの講師を増員して採点者とアドバイザーの役割分担を明確にしていきます。また、学習の目当てや振り返りを明確にするために問題シートの裏面に学習ポイントを追記するなど、工夫していきます。また、会場設営に関しては、極力、机や椅子を移動しないで済むように学校と相談していきます。今後の予定ですが、モデル校による開催日時は3学期とし、回数等については学校の意向に沿って実施していきます。

○尾関委員長 何か伺うことはありますか。

○松本第二職務代理者 大盛況で良かったと思います。シルバー人材センターの会長からは雇用の面からも全校でお願いしたいという声があったということですが、どの学校からもリクエストは多いと思います。経験のある年配の方々の雇用の確保という面からも、全校で実施できるような予算要求をしてほしいと思います。

○尾関委員長 土曜塾については、私からもこの勢いをもって続けてほしいと思います。

これより、日程第3、議案第70号の審議に入ります。ここからは教育部長、指導室長、総務課長以外の方は退室していただきます。暫時休憩します。

(職員の退室)

(公開しない会議を開く)

---

※第12回定例会は会議への出席者の都合により、先に公開する会議において諸報告を行った後、非公開の会議において人事案件の審議を行い、閉会しました。

(午前11時40分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成25年12月17日

委員長 尾 関 謙一郎 (自 書)

署名委員 松 本 誠 一 (自 書)